

支給対象となる特定福祉用具の種類

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するもの

- ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）。
- ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能なものに限る）。

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部分（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護（支援）者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

※専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。

3 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る。

入浴用いす	座面の高さが概ね 35 センチ以上のもの又はリクライニング機能を有するもの。
浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの。
浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるもの。
入浴台	浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの。
浴室内すのこ	浴槽内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの。
浴槽内すのこ	浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの。
入浴用介助ベルト	居宅要介護（支援）者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの。

4 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる）。

5 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。